

功労賞選考規程細則

第1条

代表理事は応募者の資料を集約次第、速やかに業務執行理事会へ提出する。業務執行理事会は、業務執行理事による審査（10点法）を行う。

第2条

代表理事は、学術集会開催1ヶ月前までに、業務執行理事会における功労賞授賞者選考の経過ならびに結果を集約し、授賞候補者を確定し、理事会に答申する。理事会は学術賞授賞者を決定する。

第3条

本細則の変更は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

本細則は2024年9月16日より施行する。